

人材紹介に関わる契約書

株式会社 XX（以下「委託者」という。）と株式会社 251CAREeR（以下「受託者」という。）とは、人材紹介業務に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（委託業務の内容）

1. 委託者は、受託者に対して、人材の探索、募集、選考、紹介およびこれらに付随するコンサルティング業務（以下「本業務」という。）を委託し、受託者は、これを受託する。
2. 委託者は、本業務の委託にあたり、求人の内容、条件等を受託者に提示し、受託者は、当該求人に該当する人材（以下「候補者」という。）を、委託者に紹介する。
3. 受託者は、本業務を履行するにあたり、関係法令を遵守し、本契約の趣旨にしたがって、誠実にかつ善良なる管理者の注意をもって、本業務を処理する。

第 2 条（採用決定の手続き）

1. 委託者は、候補者に対して、その適性を判断するための面談、試験等を行うことができ、その裁量により候補者の採否を決定することができる。
2. 委託者は、受託者が候補者を紹介する時点より前に、当該候補者について他の手段により応募があった場合、直ちに受託者にその旨を通知するものとする。
3. 委託者は、受託者が候補者を紹介した時点より後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合、受託者の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。
4. 委託者が候補者の採用を決定した場合、委託者は、その旨を当該候補者（以下「内定者」という。）に通知するとともに、速やかに受託者に対して委託者所定の採用条件通知書を送付する。

第 3 条（情報利用の制限）

委託者は、受託者が紹介した候補者のうち入社に至らなかった者に対して、受託者から提供された情報をもって、受託者が紹介した時点から 1 年以内に、採用活動の目的で当該候補者に接触をしない。

第 4 条（人材紹介手数料の支払い）

1. 内定者が委託者に入社した場合、委託者は、本業務の報酬として、次項に定める理論年収額の **50%** 相当額（以下「人材紹介手数料」という。）を受託者に対して支払う。当該金額の計算において 1 円未満の端数は切捨てとする。
2. 理論年収額とは、委託者と受託者の間で別段の合意をしない限り、内定者の月次給与額（通勤手当、所定時間外勤務手当、深夜勤務手当を含まない。）に 14 を乗じて得られる金額をいうものとする。当該金額の計算において 1 円未満の端数は切捨てとする。
3. 以下の各号のいずれかに該当する場合、候補者の入社に関して、受託者は第 1 項に掲げる権利を有するものとする。
 - (1) 第 2 条第 2 項の通知を怠った場合
 - (2) 第 2 条第 3 項に該当する場合
 - (3) 第 3 条に違反した場合

第 5 条（人材紹介手数料の支払手続き）

1. 委託者は、内定者が委託者に入社する日（以下「入社日」という。）が決定した場合、入社日を受託者に対して通知する。
2. 受託者は、入社日以降を請求日として、第 4 条に定める人材紹介手数料に消費税等相当額を加えた額を算出し、速やかに委託者に対して請求書（以下「請求書」という。）を発行する。
3. 委託者は、請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、請求書記載の金額を受託者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により受託者に対して支払う。但し、振込費用は委託者の負担とする。

第6条（内定者の解雇等の取扱い）

1. 内定者が、自身の責に帰すべき事由により委託者に解雇された場合、または自己都合により退職した場合（以下「解雇等」といい、解雇等が行われた日を「解雇等日」という。）、受託者は、次項に定める金額を、委託者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により委託者に対して支払う。但し、振込費用は受託者の負担とする。
2. 前項に基づき受託者が支払う金額は、入社日から解雇等日までの期間に応じて以下の各号に定める割合を、人材紹介手数料に乗じた金額とする。当該金額の計算において1円未満の端数は切捨てとする。
 - (1) 1ヶ月以内：80%
 - (2) 1ヶ月を超え3ヶ月以内：50%
 - (3) 3ヶ月を超え6ヶ月以内：10%

第7条（再委託）

1. 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合には、委託者の書面による事前の承諾を得なければならない。
2. 受託者は、前項に基づき第三者に再委託する場合、本契約に基づく受託者の義務を当該第三者にも遵守させるとともに、当該第三者の行為について一切の責任を負う。

第8条（機密保持）

1. 本契約当事者は、本契約に基づいて相手方から提供される情報について機密を保持するものとし、これらを本業務のためにのみ使用するとともに、第三者に開示または漏洩しない。（以下、本条において情報を提供した当事者を「開示者」、当該情報を受領した他の当事者を「受領者」といい、当該情報を「機密情報」という。）
2. 前項の定めにかかわらず、受領者は、以下の情報については前項の義務を負わないものとする。
 - (1) 開示、提供を受けた際、既に自ら保有し、または第三者から入手していたもの
 - (2) 開示、提供を受けた際、既に公知であったもの
 - (3) 開示、提供を受けた後、自らの責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 開示者が、秘密保持義務を課すことなく第三者に開示したもの
 - (6) 機密情報とはかかわりなく、独自に開発したもの
3. 受領者は、本業務が完了したとき、または開示者から返還を求められたときは、直ちに開示者から提供された情報およびその写しの全てを開示者に返還するか、または開示者の承諾を得た上でこれらの情報を破棄しそれを証明する書面を開示者に提出するものとする。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 本契約当事者は、本契約に基づいて相手方から提供される候補者の氏名、連絡先、職務経歴書等の個人情報（以下「個人情報」という。）について、厳格に機密として保持するものとし（この場合、第8条第2項の定めは適用されない。）、本契約のためにのみ使用することができる。
2. 本契約当事者は、自らが個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者に該当するか否かにかかわらず、その義務に従い、候補者の個人情報を、法令およびガイドライン等に従い適切に管理しなければならない。

第10条（契約期間）

1. 本契約の期間は、**X年X月XX日からX年X月XX日**までとする。但し、期間満了の6ヶ月前までに、本契約当事者が相手方に対して本契約を更新しない旨を書面により通知しない場合、本契約は更に2年間更新される。その後の期間満了についても同様とする。
2. 本契約当事者が、期間満了と同時に本契約を終了させようとする場合、期間満了の6ヶ月前

までに、相手方に対して、本契約を更新しない旨を書面により通知しなければならない。

第 11 条（損害賠償）

本契約当事者は、相手方による本契約上の義務の違反によって自己に生じた損害及び費用の賠償を、相当因果関係の範囲内で、相手方に対して請求することができる。但し、受託者が負担する当該請求の賠償総額は、人材紹介手数料を上限とする。

第 12 条（解除）

1. 本契約当事者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合において、相当の猶予期間を設けて相手方に文書で催告したにもかかわらず是正されなかった場合、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 故意または過失により、相手方に損害を与えたとき
 - (2) 正当な理由なく契約の履行を怠ったとき
2. 本契約当事者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知、催告等を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 監督官庁より、事業に係る許認可の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払停止の状態に陥ったとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始、その他倒産手続開始の申立てがあったとき
 - (5) 解散、会社分割、事業の全部もしくはその重要な一部の譲渡、または自らが消滅会社となる合併の決議をしたとき
 - (6) 天災等の不可抗力により本契約の履行が不可能となったとき
2. 本契約当事者は、前二項に定める解除権の行使に加えて、第 11 条による損害賠償請求権も重畳的に行使できるものとする。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約当事者は、以下の各号に掲げる事項を保証する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体、またはこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員および従業員が、本契約の履行にあたり、著しく粗野なまたは乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと
 - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持または運営に協力していないこと
 - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、およびその配偶者、ならびにこれらの者が発行済株式総数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと
2. 本契約当事者は、相手方が前項に違反した場合、本契約を直ちに解除することができる。本条に基づく契約解除により本契約違当事者に損害が発生した場合であっても、本契約当事者は当該損害を賠償する責任を負わない。

第 14 条（譲渡の禁止）

本契約当事者は、本契約によって生じる権利もしくは義務または本契約上の地位を、相手方の書面による事前の承諾を得ないで第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとする。

第 15 条（残存条項）

本契約の終了にかかわらず、第 3 条、第 4 条第 3 項、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条、第 11 条および第 14 条乃至第 17 条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 16 条（協議事項）

本契約に定めなき事項および本契約の解釈の疑義については、本契約の趣旨に従い、本契約当事者は誠意をもって協議解決を図るものとする。

第 17 条（準拠法および合意管轄）

本契約は、日本法に準拠し、本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本書締結の証として本書 2 通を作成し、記名捺印の上、各当事者がそれぞれ 1 通を保有する。

XXXX 年 X 月 XX 日

委託者: 住所:

株式会社 XXXX

代表取締役 XXXX

受託者: 東京都港区南青山 6-2-9
南青山 KS ビル 5 階
株式会社 251CAREeR
代表取締役 高松 智史
労働大臣許可番号 (13-ユ-308105)